平成３０年度指定管理者制度における労働条件審査の結果について

１　目的及び市の役割

指定管理者のもとで働く従業員等の労働条件が市民サービスの向上にむけて安定的・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理運営業務に責任を担える状況にあるか確認するため、労働条件審査を行いました。

なお、審査において指摘のあった事項については、市が適正な労働環境を整備するよう指定管理者に対して指導するとともに、改善の状況を確認しています。

２　調査対象

平成２８年度以降指定管理者となり、指定管理期間が初年度となる事業者が対象となります。

	施設名	指定管理者名	所管課
①	向小金福祉会館	株式会社東京ドームファシリティーズ	社会福祉課
②	初石公民館	特定非営利活動法人市民助け合いネット	公民館
③	森の図書館	株式会社すばる	図書・博物館

３　審査方法

社会保険労務士に委託して、以下の審査を行いました。なお、実施時期は施設の指定管理開始から６カ月以降とされています。

（１）事前審査

事前に指定管理者から提出された就業規則等の書類において法令で要求されている事項の記載を確認し、労働環境の全体像を把握するため、審査を行いました。

（２）現地審査

事前に提出された就業規則等の規程の運用状況や各種帳簿等の整備・運用状況、各種届出の有無・適正性を確認し、労働社会保険諸法令の遵守状況を評価・確認するため、審査実施者は、指定管理者に対して現地審査を行いました。

（３）法令遵守確認ヒアリング

就業規則等の規程の運用状況を総合的に評価・確認するため、現地審査に合わせて、審査実施者は指定管理者の従業員に対する法令遵守確認のヒアリングを行いました。

４　審査の主な内容

（１）労働基準法等に関する事項

ア　就業規則、賃金規程、退職金規程、育児・介護休業規程（その他就業規則において別に定める旨が規定されている規程等を含む。）

イ　出勤簿（タイムカード）

ウ　労働者名簿

エ　賃金台帳

オ　労働条件通知書、雇用契約書

カ　労働基準法他諸法令に基づく協定書控（時間外労働・休日労働に関する協定届、賃金控除協定等）

（２）労働安全衛生法に関する事項

労働安全衛生法に基づく申請・届出書等控（定期健康診断報告書
衛生管理者・産業医選任報告書）、衛生委員会の議事記録等

（３）雇用保険法に関する事項

ア　雇用保険法に基づく申請・届出書等控
イ　労働者災害補償保険法に基づく申請・届出書等控

（４）労働保険徴収法に関する事項

労働保険徴収法に基づく申請・届出書等控

（５）健康保険法・厚生年金保険に関する事項

ア　健康保険法に基づく申請・届出書等控
イ　厚生年金保険法に基づく申請・届出書等控

５　各施設における労働条件審査結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">施設名</th><th>指定管理者名</th></tr>
<tr><td>①</td><td>向小金福祉会館</td><td>株式会社　東京ドームファシリティーズ</td></tr>
<tr><td colspan="3">・一部の事項を除いて規定や手続き等は適正であった。
・個々の従業員へのヒアリングを行った結果、労務管理に対する満足度は高く、業務に対する意欲も強く感じられた。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>初石公民館</td><td>特定非営利活動法人市民助け合いネット</td></tr>
<tr><td colspan="3">・労働条件、書類等に不備または実態との乖離が多々見られたが、改善予定事項を除き、結果報告までにすべて改善された。
・従事者との個々のヒアリングを行った結果、多く従事者は自分たちが社会貢献をしているという自覚をもっており、またそのことに生きがいをもっていることが伝わってきており、労務管理状況も大変良好な状態にあるものと感じられた。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>森の図書館</td><td>株式会社すばる</td></tr>
<tr><td colspan="3">・改善指摘点はあったものの法的な諸規程の整備や届出などについて概ね理解が感じられる。
・労働・社会保険諸法令への取り組みが前向きである。
・パートや女性スタッフの多い中、働きやすい職場づくりに向けて、セクハラやパワハラに関する講習会を開催するなど、館長の責任を伴ったマネジメントが見受けられた。
・また、消防署を招いての AED 講習会を毎年開催するなど、施設運営にかかる安全衛生への意識の高さがうかがえた。</td></tr>
</table>